

社会福祉法人銚子市社会福祉事業団役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人銚子市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員に対する報酬の各年度の総額は、10,000,000円を超えない範囲とする。

- 2 役員等には、勤務形態に応じて、別表1に掲げる報酬及び交通費の実費相当額を支給する。
- 3 役員等が職務のため出張をしたときは、事業団旅費支給規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(事業団職員給与との併給)

第4条 事業団の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬が月額で定められている役員にあっては、事業団職員給与規程の適用を受ける職員の給与の支給日とする。ただし、退任した時は、随時支給することができる。
- 3 報酬が日額で定められている役員等にあっては、当該職務の執行日とし、その都度支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

- 5 報酬が月額で定められている常勤で勤務する役員（以下「常勤役員」という。）が新たに就任した場合は、その就任の日から支給し、退任した場合は、日割計算により退任した日までの額を支給する。
- 6 前項の規定にかかわらず、月額で定められている常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
- 7 報酬等については、いかなる場合においても重複して支給しない。

（端数の処理）

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第7条 事業団は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年6月19日より施行する。
- 2 社会福祉法人銚子市社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規程（平成26年制定）は、廃止する

附 則

この規程は、平成30年6月25日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 役員等の報酬

役職名	常勤・非常勤の別	区 分	報酬の額
理事長	常勤	理事長業務	月額 440,000円
	非常勤		月額 200,000円
理 事	非常勤	理事会及び理事協議への出席	日額 10,000円
		上記の他、法人及び施設業務	日額 5,000円
監 事	非常勤	監事監査等への出席	日額 12,000円
		上記の他、監事業務	日額 10,000円
評議員	非常勤	評議員会及び評議員協議への出席	日額 10,000円
		上記の他、法人及び施設業務	日額 5,000円
評議員選任 解任委員	非常勤	評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円

(R3. 4. 1 一部改正)